

国、都道府県、市区町村、学校法人等団体等の皆様へ

2026年度「子育て相互援助活動補償保険」のご案内

「子育て相互援助活動補償保険」は、国、都道府県、市区町村、学校法人等が以下の事業等を実施する場合にご加入いただけます。なお、複数の提供会員が複数の子供を保育する集団保育の場合にはご加入いただけません。

<対象となる事業の例>

- ファミリー・サポート・センター事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業（訪問型の活動に限ります。）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業

※これらの事業名は国の施策に基づいたもので、団体によっては別の名称が使われることがあります。

※本ご案内においては、ファミリー・サポート・センター事業を主として記載しています。それ以外の事業に関しては、事業名をそれぞれ該当する事業名に、ファミリー・サポート・センターを国、都道府県、市区町村、学校法人等の団体及びそこから委託を受けた方に、依頼会員を依頼者に、提供会員を提供者に、それぞれ読み替えてください。

【ご加入者の範囲】

一般財団法人女性労働協会に登録している相互援助型の子育て支援事業を実施する団体または事業受託団体等

※本保険は、一般財団法人女性労働協会を保険契約者とする団体保険です。保険証券を保険会社に請求する権利、保険会社との保険契約を解約する権利等は原則として女性労働協会が有します。

【重要】今回更新いただく内容に一部改定・保険料の変更があります。詳細は、2ページおよび巻末「改定のご案内」の通りとなりますので、ご確認ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」等にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください、万一、誤りがありましたら、女性労働協会までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

一般財団法人 女性労働協会
東京海上日動火災保険株式会社
(2026年1月)

重 要

令和8年1月

ファミリー・サポート・センター実施自治体・団体 各位
子育て支援関連事業実施自治体・団体 各位

一般財団法人 女性労働協会

令和8年度（2026年度）改定のご案内

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業へのご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先般【令和7年8月付 令和8年度(2026年度)参考保険料のご案内】にて、保険料改定の可能性についてご案内してまいりましたが、このたび正式に改定内容が決定いたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

【① 傷害保険 改定概要】

- ・昨今の猛暑による熱中症リスクの高まりを受け、**熱中症補償をすべてのタイプに付帯**いたします。
- ・これにより、従来よりも**安心してご利用いただける補償内容へと進化**いたします。
- ・2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、**保険料を改定**いたします。その一方で、加入者の皆様のご負担を軽減するため、**サービス提供会員傷害保険死亡保険金を一部減額**いたします。

なお、賠償責任保険、お見舞金制度、移動サービス専用自動車保険、感染症補償制度（ファミサポ事業のみ）は、先般のご案内から変更はございません。

対象	タイプ	改定前 保険料	改定後 保険料	死亡 保険金額	改定箇所
依頼子供 傷害保険	A	6,640 円	7,120 円	300 万円 ※変更なし	・全タイプに熱中症補償を付保 ※D・Ⅲタイプは従来から補償対象 ・保険料率の見直し改定
	B	7,060 円	7,620 円		
	C	10,430 円	11,110 円		
	D	12,200 円	12,750 円		
サービス 提供会員 傷害保険	I	10,960 円	11,090 円	300 万円	
	Ⅱ	13,210 円	13,040 円	400 万円	
	Ⅲ	15,840 円	15,900 円	450 万円	

※詳細は、巻末の「総合生活保険 商品改定のご案内」をご確認ください。

【② 施設賠償責任保険 改定概要】

従来補償対象外としていた「建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み」による損害を補償対象とします。なお、次の特約条項においては、引き続き補償対象外となります。

<施設賠償責任保険> 指定管理者特約条項、管理下財物損壊担保特約条項

<保険期間>

2026年度の保険期間は、2026年5月1日午前0時（更新の場合は午後4時）から2027年5月1日午後4時までです。なお、年度の途中からもご加入いただけますが、開始日につきましては、女性労働協会へご相談ください。

<保険の構成>

次の3種類の保険によって構成されます。

- (1) 依頼子供傷害保険
- (2) サービス提供会員傷害保険
- (3) 賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

<記名被保険者>

- (1) 依頼子供傷害保険においては、依頼会員によって援助を依頼する子供として登録された子供（依頼子供）とその保護者※
※ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業に限ります。
- (2) サービス提供会員傷害保険においては、サービス提供会員
- (3) 賠償責任保険においては、一般財団法人女性労働協会に登録している相互援助型の子育て支援事業を実施する団体または事業受託団体等、及びサービス提供会員

<「子育て相互援助活動補償保険」の全体像>

補償の種類	タイプ	記名被保険者
おケガの補償(傷害保険)P.4-	Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプ	依頼子供とその保護者様 ※名簿の備え付け必須
おケガの補償(傷害保険)P.5-	Iタイプ・IIタイプ・IIIタイプ	提供会員様 ※名簿の備え付け必須
賠償責任補償 P.7-	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険&サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)	一般財団法人女性労働協会に登録している相互援助型の子育て支援事業を実施する団体または事業受託団体等、及びサービス提供会員

(1) 依頼子供傷害保険

*総合生活保険（傷害補償、細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

依頼子供が、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合や熱中症となった場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。※詳細については、17ページをご覧ください。

※往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。

- (a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
- (b) 活動日・場所が客観的資料（活動日誌等）で確定できること

（保険金をお支払いする場合）

- ・ 依頼子供が、階段から落ちてケガをした。
- ・ 依頼子供が、犬にかまれてケガをした。
- ・ 依頼子供が、車に乗っていて自動車事故に遭いケガをした。
- ・ 地震が発生し、依頼子供が柵から落下したものに当たってケガをした。（Dタイプ【天災補償プラン】のみ）
- ・ 依頼子供が活動中に熱中症になった。
- ・ 提供会員が作った料理を食べた依頼子供が、ウイルス性食中毒を発症した。

等

（保険金をお支払いしない主な場合）

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害（A・B・Cタイプのみ）
- ・ 戦争、暴動などによって被った傷害*
- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）

等

*「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。

■保険料及び保険金額（補償額）

1人あたりの年間保険料

Aタイプ： 7,120円

Bタイプ： 7,620円

Cタイプ： 11,110円

Dタイプ【天災補償プラン】： 12,750円

※上記タイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承下さい。

※ご加入は、1日あたりの予想最大活動人数でお申込みいただきます。

【注】1日の予想最大活動人数が変更となる場合は通知が必要ですが、増員の場合で故意または重大な過失によって遅滞なく通知がない場合や、その増員による追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は1人当たり補償額が減額となりますのでご注意ください。

例えば、予想最大活動人数20人で申込み、事故当日24人活動していた場合、補償額は「20/24×補償額」となります。保険期間の中途に予想最大活動人数の増減が生じた場合には保険料の精算が必要になりますので遅滞なく女性労働協会へご通知ください。最大活動人数の増員による追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、ご加入を解除することがあります。

保険金の種類	保険金額（補償額）				保険金をお支払いする場合
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ (天災補償プラン)	
死亡保険金	300万円 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。				対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300万円～12万円 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。				対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	1,000円 ※1事故について30日を限度とします。*1	2,000円 ※1事故について30日を限度とします。*1	3,000円 ※1事故について30日を限度とします。 *1		対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	1,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）	2,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）	3,000円 ×10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）		対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合。1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。
通院保険金 (1日あたり)	1,000円 ※1事故について90日を限度とします。 *4		2,000円 ※1事故について90日を限度とします。 *4		対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合

*1 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 先進医療の詳細については、「補償の内容」をご確認ください。

*4 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

(2) サービス提供会員傷害保険

*総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

サービス提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子供宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合や熱中症となった場合に保険金をお支払いします。なお、本保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません）。※詳細については、17ページをご覧ください。

※往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。

- (a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
- (b) 活動日・場所が客観的資料（活動日誌等）で確定できること

(保険金をお支払いする場合)

- ・サービス提供会員が、走ってくる依頼子供を受け止めようとして支えきれず転んでケガをした。
- ・サービス提供会員が、依頼子供を送った帰宅途中に雨で濡れた階段で滑ってケガをした。
- ・サービス提供会員が、依頼子供を乗せて車を運転中に自動車事故に遭いケガをした。
- ・地震が発生し、サービス提供会員が棚から落下したものにあってケガをした。(Ⅲタイプ【天災補償プラン】のみ)
- ・サービス提供会員が活動中に熱中症になった。
- ・サービス提供会員が作った料理を、依頼子供と一緒に食べていたところ、サービス提供会員がウイルス性食中毒を発症した。

等

(保険金をお支払いしない主な場合)

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害 (Ⅰ・Ⅱタイプのみ)
- ・戦争、暴動などによって被った傷害*
- ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ・その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの(靴ずれ、しもやけ、日焼けなど)

等

*「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。

■保険料及び保険金額(補償額)

1人あたりの年間保険料

Ⅰタイプ：11,090円

Ⅱタイプ：13,040円

Ⅲタイプ【天災補償プラン】：15,900円

※上記タイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承下さい。

※ご加入は、1日あたりの予想最大活動人数でお申込みいただきます。

【注】1日の予想最大活動人数が変更となる場合は通知が必要ですが、増員の場合で故意または重大な過失によって遅滞なく通知がない場合や、その増員による追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は1人当たり補償額が減額となりますのでご注意ください。

例えば、予想最大活動人数20人で申込み、事故当日24人活動していた場合、補償額は「20/24×補償額」となります。保険期間の途中で予想最大活動人数の増減が生じた場合には保険料の精算が必要になりますので遅滞なく女性労働協会へご通知ください。最大活動人数の増員による追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、ご加入を解除することがあります。

保険金の種類	保険金額(補償額)			保険金をお支払いする場合
	Ⅰタイプ	Ⅱタイプ	Ⅲタイプ (天災補償プラン)	
死亡保険金	300万円	400万円	450万円	対象となる事業における活動中(往復途上も含む)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合(事故により直ちに死亡した場合も含む)
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300万円～12万円	後遺障害の程度により 400万円～16万円	後遺障害の程度により 450万円～18万円	対象となる事業における活動中(往復途上も含む)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	2,000円 ※1事故について180日を限度とします。 *1	3,000円 ※1事故について180日を限度とします。*1		対象となる事業における活動中(往復途上も含む)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合
手術保険金	2,000円 ×10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)	3,000円 ×10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)		対象となる事業における活動中(往復途上も含む)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合 1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。
通院保険金 (1日あたり)	2,000円 ※1事故について90日を限度とします。*4			対象となる事業における活動中(往復途上も含む)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたまたは熱中症となり、医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合

*1 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 先進医療の詳細については、「補償の内容」をご確認ください。

*4 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。

(3) 賠償責任保険 *施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）

【施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険】

被保険者（補償を受けることができる方）が、保育サービス等の提供中に他人（依頼子供を含む。サービス提供会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している現金及び子供預かりに必要な日用品（預かった物に限ります。）を保険期間中に損壊・紛失または盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。※詳細については、18～21ページをご覧ください。

【情報漏えい保険※】 ※サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）の愛称

情報の漏えい（*1）またはそのおそれについて、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や弁護士費用等の支払）や、事故対応期間（*2）内に生じたサイバーセキュリティ事故対応費用を負担することによって被る費用損害に対して保険金をお支払いします。

（*1）情報の漏えいとは、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。

- ア. 個人情報
- イ. 法人情報
- ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）

（*2）事故対応期間とは、被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時からその翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

（保険金をお支払いする場合の例）

- ・ サービス提供会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子供に大やけどをさせたことにより賠償責任を負った（施設賠償責任）
- ・ サービス提供会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、依頼子供が食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った（生産物賠償責任）
- ・ 依頼会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った（受託者賠償責任）
- ・ 家事援助サービス活動で依頼会員宅の掃除機を使用中、掃除機を破損してしまったことにより賠償責任を負った（施設賠償責任、管理下財物損壊担保特約条項を付帯）
- ・ ファミリー・サポート・センターにて、依頼子供・サービス提供会員の個人情報を記録・保管していた名簿が盗まれ、個人情報漏えいの恐れが発生した。依頼子供の親、サービス提供会員に対して詫言状を発送したため、費用を支出した（サイバーリスク保険）
- ・ サービス提供会員が、依頼子供の個人情報が記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、賠償責任を負った（サイバーリスク保険） 等

（保険金をお支払いできない主な場合）

- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ・ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任（施設賠償責任保険のみ）

- ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
- イ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）
- ウ. 施設外における動物

自動車または原動機付自転車が管理下財物に該当する場合、これらの運行以外の事由によって発生した損壊については適用しません。

等

■年間保険料

記名被保険者							
●ファミリー・サポート・センターおよび提供会員							
●乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業を実施する自治体・団体等およびそこから委託を受けた方							
サービス提供会員の登録人数*1							
対象となる事業	1～70名	71～100名	101～130名	131～160名	161～200名	201～250名	251～300名*2
●ファミリー・サポート・センター事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●子育て短期支援事業 ●一時預かり事業 ●ひとり親家庭等日常生活支援事業 ●子育て世帯訪問支援事業	34,510円	51,850円	63,650円	85,730円	111,780円	142,060円	172,620円

*1 稼働人数ではありません。 *2 301名以上の場合はお問い合わせください。

■保険金額（支払限度額）

項目	支払限度額	保険金の主な内容
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円	法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用や弁護士費用等の争訟費用、求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用、緊急措置費用、保険会社の要求に応じるための協力費用。(法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止軽減費用については事前に保険会社の同意が必要です。)
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円	
初期対応費用 (施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となります)	1事故 1,000万円 (うち、身体障害についての見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円限度、施設賠償責任保険で対象となる風災見舞金の支払限度額は、1被害世帯・法人等につき10万円、1事故100万円が限度)	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体の障害である場合の被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞品の購入費用等。なお、その額及び用途が社会通念上妥当なものに限ります。
訴訟対応費用 (施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となります)	1事故 1,000万円	万一訴訟になった場合、応訴のために必要となる費用(残業代、交通費、事故原因調査費用、意見書作成費用等)。なお、その額及び用途が社会通念上妥当なものに限ります。
受託者賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円	依頼会員から預かった現金および子供預かりに必要な日用品が損壊・紛失し、または盗取・詐取された場合に対象となります。 お支払いする保険金の内容は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険と同様です。ただし、法律上の損害賠償金の額は支払限度額の範囲内であっても、現金については額面、子供預かりに必要な日用品については事故が生じた場所及び時期における受託物の時価が限度となります。
サイバースク保険 (情報漏えい限定補償プラン)	【賠償責任部分】 1請求・保険期間中 500万円 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 1事故・保険期間中 50万円	【賠償責任部分】 情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の賠償責任を負うことにより被る損害を補償。 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 情報の漏えいまたはそのおそれや、それを引き起こすおそれのある記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃等に起因して一定期間内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用等や訴訟対応費用を被保険者が負担することによって生じた損害を補償。 ①サイバー攻撃対応費用 ②原因・被害範囲調査費用 ③相談費用(コンサルティング費用、弁護士費用、風評被害拡大防止費用) ④コンピュータシステム復旧費用 ⑤その他事故対応費用(人件費、交通費・宿泊費、通信費・コールセンター委託費用等、個人情報漏えい通知費用、社告費用、個人情報漏えい見舞費用、法人見舞費用、クレジット情報モニタリング費用、損害賠償請求費用、公的調査対応費用) ⑥再発防止費用 ⑦訴訟対応費用

※詳細については、18～21ページをご覧ください。

お見舞金制度について

お見舞金制度は保険ではありませんが、「子育て相互援助活動補償保険」では補償されない部分を補う目的で、女性労働協会が独自に設けた制度です。お見舞金制度に加入するには、(1)依頼子供傷害保険、(2)サービス提供会員傷害保険、(3)賠償責任保険のすべてに加入することが要件です。

お見舞金制度の掛金は1事業につき年間2,000円です。

※詳細については別紙「お見舞金制度」のご案内をご覧ください。

お見舞金制度年間掛金 2,000円

加入手続き

＜お申込みから保険料のお支払いまで＞

1 年間加入の場合

（保険期間：2026年5月1日午前0時（更新の場合は午後4時）～2027年5月1日午後4時）
10ページの2026年度「子育て相互援助活動補償保険」年間加入依頼書（様式1）と11ページの2026年度「子育て相互援助活動補償保険」年間加入明細書（様式2）の2枚の用紙に必要事項を記入し、メール（sonpo@jaaww.or.jp）もしくはFAX（03-3456-4420）にて女性労働協会へ送信してお申し込みください。なお、**年間加入の申込み期限：3月19日(木)締切**です。

お申し込み依頼が到着後、女性労働協会より見積書と請求書をご郵送します。

請求書受取後、指定の銀行口座に保険料をお振込みください。

年間加入の支払い期限：4月15日(水)締切です。

2 中途加入の場合（保険期間の例：2026年10月1日午前0時～2027年5月1日午後4時）

12ページの2026年度「子育て相互援助活動補償保険」中途加入依頼書（様式3）と13ページの2026年度「子育て相互援助活動補償保険」中途加入明細書（様式4）の2枚の用紙に必要事項を記入し、メール（sonpo@jaaww.or.jp）もしくはFAX（03-3456-4420）にて女性労働協会へ送信してお申し込みください。

保険開始日（補償開始日）は毎月1日です。（例：10月1日）

加入申込み期限：保険開始日の前月の10日です。（例：9月10日）

加入支払い期限：保険開始日の前月の20日です。（例：9月20日）

＜加入者証＞

女性労働協会から加入者証をご郵送します。（年間加入の場合は6月中旬頃、中途加入は随時）

加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、女性労働協会または引受保険会社までお問い合わせください。

＜会員名簿及び活動日誌＞

ファミリー・サポート・センター及びその事業を実施する自治体等は、次の必要事項を記載した会員名簿及び活動日誌を備え付けてください。

- ・**会員名簿の必要事項：サービス提供会員及び依頼会員の氏名・住所・年齢、依頼子供の氏名・年齢・性別**
- ・**活動日誌の必要事項：活動年月日・曜日・時間、サービス提供者の氏名、依頼会員の氏名、依頼子供の氏名・年齢**

＜加入依頼書及び加入明細書の送付先＞

一般財団法人 女性労働協会
〒105-0014 東京都港区芝2-27-8
VORT 芝公園8F
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420
メール：sonpo@jaaww.or.jp

＜保険料の振込み先＞

みずほ銀行 芝支店 普通口座 No.2469730
口座名義：ザイ)ジョセイロウドウキョウカイ
一般財団法人 女性労働協会

2026年度「子育て相互援助活動補償保険」年間加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

ご加入に際して

私は、被保険者全員が、以下の事項について確認・同意していることを確認のうえ、この保険への加入を依頼します。

1. 私が契約者である団体に登録されていること
2. 重要事項説明書の内容
3. 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
4. 重要事項説明書記載の「個人情報の取扱い」の内容

私は、上記事項を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

●申込事業の活動内容に集団保育は含まれていません。 <input type="checkbox"/> はい (ご確認のうえ、チェックをお願い致します。)	
①加入依頼日	20 年 月 日
②保険 (補償) 期間	2026年5月1日午前0時～2027年5月1日午後4時 (↑更新の場合午後4時)
③事業実施主体 (国都道府県市区町村・団体名等、所幹部署課名)	
④事業実施主体 (上記③)の住所・連絡先	〒 TEL: E-mail: FAX:
⑤事業名 (該当するもの1つに✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等日常生活支援事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 子育て世帯訪問支援事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
⑥事業の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 (③が自ら事業を実施する場合) <input type="checkbox"/> 委託 委託先名称 ()
☆⑦加入団体名 (賠償責任保険の記名被保険者)	(ファミリー・サポート・センターの場合はセンター名。それ以外の事業は直営の場合は事業実施主体を、委託の場合は委託先団体を記入。)
⑧団体 (上記⑦) 所在地等	〒 TEL: E-mail: FAX:
⑨請求書・加入者証	<input type="checkbox"/> 団体へ送付 <input type="checkbox"/> 設置自治体所管部署課へ送付
⑩依頼子供傷害保険	<input type="checkbox"/> Aタイプ・ <input type="checkbox"/> Bタイプ・ <input type="checkbox"/> Cタイプ・ <input type="checkbox"/> Dタイプ
⑪サービス提供会員傷害保険	<input type="checkbox"/> Iタイプ・ <input type="checkbox"/> IIタイプ・ <input type="checkbox"/> IIIタイプ
⑫賠償責任保険	サービス提供会員の登録人数 <input type="checkbox"/> 1名～70名 <input type="checkbox"/> 71名～100名 <input type="checkbox"/> 101名～130名 <input type="checkbox"/> 131名～160名 <input type="checkbox"/> 161名～200名 <input type="checkbox"/> 201名～250名 <input type="checkbox"/> 251名～300名 <input type="checkbox"/> その他 () 名
⑬お見舞金制度	<input type="checkbox"/> 加入する
⑭保険料等合計	振込金額 円 (振込手数料はご負担願います。)
⑮保険料等振込	振込予定日: 年 月 日 (2026年4月15日締切厳守)
⑯加入依頼者 (加入の申込みをされる方)	氏名: 所属・役職: TEL: E-mail: <div style="text-align: right;">(印) 私は、「ご加入に際して」を確認し、 契約者である企業・団体に対して 加入を依頼します。</div>
★⑰他の保険契約等 (*)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (*)他の保険契約等 (この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には有に○をし、下記に詳細をご記入ください。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<賠償責任保険>

サイバーリスク保険: ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

その他: ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<傷害保険>ご加入後に☆が付された事項 (通知事項) に内容の変更が生じた場合は、遅延なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

★他の保険契約等【告知事項申告欄】 具体的な内容をご記入ください。

〈他の保険契約等が傷害保険の場合〉他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (万円) (ご契約金額)

〈他の保険契約等が賠償責任保険の場合〉

会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

25T-001777 2026年1月作成

(様式2)

2026年度「子育て相互援助活動補償保険」年間加入明細書
(保険期間：2026年5月1日午前0時～2027年5月1日午後4時)
 (※更新の場合午後4時)

☆加入団体名 (様式1⑦を記入)：

〈記入に関してのご注意事項〉

- ☆(ロ)1日あたりの予想最大活動人数については、ご希望の保険タイプの横の欄に人数をご記入ください。
- ファミリー・サポート・センター事業については、(1)依頼子供傷害保険、(2)サービス提供会員傷害保険、(3)賠償責任保険の3つすべての保険への加入が必要です。その他の事業については、(3)賠償責任保険に加入するには、少なくとも(2)サービス提供会員傷害保険に1名以上の加入が必要となります。
- ★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜賠償責任保険＞

サイバーリスク保険：ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

その他：ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

＜傷害保険＞ご加入後に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

摘 要		(イ) 1人あたりの 年間保険料	☆(ロ) 1日あたりの予想 最大活動人数	(ハ)=(イ)×(ロ) 保険料等
(1)依頼子供傷害保険	Aタイプ	7,120円	人	円
	Bタイプ	7,620円	人	円
	Cタイプ	11,110円	人	円
	Dタイプ	12,750円	人	円
(2)サービス提供会員 傷害保険	Iタイプ	11,090円	人	円
	IIタイプ	13,040円	人	円
	IIIタイプ	15,900円	人	円
(3)賠償責任保険	サービス提供会員登録人数*1	1名～70名	34,510円	円
		71名～100名	51,850円	円
		101名～130名	63,650円	円
		131名～160名	85,730円	円
		161名～200名	111,780円	円
		201名～250名	142,060円	円
		251名～300名	172,620円	円
		その他	お問い合わせください	円
お見舞金制度	<input type="checkbox"/> 加入する	1事業あたり 2,000円		円
保険料合計(一時払)				円

*1 稼働人数ではありません。

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

25T-001777 2026年1月作成

2026年度「子育て相互援助活動補償保険」中途加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

—ご加入に際して—

- 私は、被保険者全員が、以下の事項について確認・同意していることを確認のうえ、この保険への加入を依頼します。
- 私が契約者である団体に登録されていること
 - 重要事項説明書の内容
 - 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - 重要事項説明書記載の「個人情報の取扱い」の内容
- 私は、上記事項を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

●申込事業の活動内容に集団保育は含まれていません。 □ はい (ご確認のうえ、チェックをお願い致します。)	
①加入依頼日	20 年 月 日
②保険(補償)期間	20 年 月 日 午前0時～2027年5月1日 午後4時
③事業実施主体 (国都道府県市区町村・団体名等、所幹部署課名)	
④事業実施主体 (上記③)の住所・連絡先	〒 TEL: FAX: E-mail:
⑤事業名 (該当するもの1つに✓を付けてください。)	<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業 <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 乳児家庭全戸訪問事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 子育て短期支援事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等日常生活支援事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 子育て世帯訪問支援事業 (→保護者の加入 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)
⑥事業の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 (③が自ら事業を実施する場合) <input type="checkbox"/> 委託 委託先名称 ()
☆⑦加入団体名 (賠償責任保険の記名被保険者)	(ファミリー・サポート・センターの場合はセンター名。それ以外の事業は直営の場合は事業実施主体を、委託の場合は委託先団体を記入。)
⑧団体(上記⑦)所在地等	〒 TEL: FAX: E-mail:
⑨請求書・加入者証	<input type="checkbox"/> 団体へ送付 <input type="checkbox"/> 設置自治体所管部署課へ送付
⑩依頼子供傷害保険	<input type="checkbox"/> Aタイプ ・ <input type="checkbox"/> Bタイプ ・ <input type="checkbox"/> Cタイプ ・ <input type="checkbox"/> Dタイプ
⑪サービス提供会員傷害保険	<input type="checkbox"/> Iタイプ ・ <input type="checkbox"/> IIタイプ ・ <input type="checkbox"/> IIIタイプ
⑫賠償責任保険	サービス提供会員の登録人数 <input type="checkbox"/> 1名～70名 <input type="checkbox"/> 71名～100名 <input type="checkbox"/> 101名～130名 <input type="checkbox"/> 131名～160名 <input type="checkbox"/> 161名～200名 <input type="checkbox"/> 201名～250名 <input type="checkbox"/> 251名～300名 <input type="checkbox"/> その他 () 名
⑬お見舞金制度	<input type="checkbox"/> 加入する
⑭保険料等合計	振込金額 円(振込手数料はご負担願います。)
⑮保険料等振込	振込予定日: 年 月 日 (保険期間開始日の前月20日までにお振込みください。)
⑯加入依頼者 (加入の申込みをされる方)	氏名: (印) 所属・役職: TEL: E-mail: 私は、「ご加入に際して」を確認し、契約者である企業・団体に対して加入を依頼します。
★⑰他の保険契約等(*)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (*)他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には有に○をし、下記に詳細をご記入ください。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<賠償責任保険>

サイバリスク保険: ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

その他: ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<傷害保険> ご加入後に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

★他の保険契約等【告知事項申告欄】 具体的な内容をご記入ください。

<他の保険契約等が傷害保険の場合> 他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日(補償の満了する日)	保険金額・支払限度額(万円)(ご契約金額)

<他の保険契約等が賠償責任保険の場合>

会社名	保険等の種類	満期日	支払限度額

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

25T-001777 2026年1月作成

(様式4)

2026年度「子育て相互援助活動補償保険」中途加入明細書

☆加入団体名(様式3⑦を記入):

〈記入に関してのご注意事項〉

- ☆(ロ)1日あたりの予想最大活動人数については、ご希望の保険タイプの横の欄に人数をご記入ください。
- ファミリー・サポート・センター事業については、(1)依頼子供傷害保険、(2)サービス提供会員傷害保険、(3)賠償責任保険の3つすべての保険への加入が必要です。その他の事業については、(3)賠償責任保険に加入するには、少なくとも(2)サービス提供会員傷害保険に1名以上の加入が必要となります。
- ★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈賠償責任保険〉

サイバーリスク保険:

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

その他:

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

〈傷害保険〉

ご加入後に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがあります。

摘 要		(イ) 1人あたりの中途 加入保険料	☆(ロ) 1日あたりの予想 最大活動人数	(ハ)=(イ)×(ロ) 保険料
(1)依頼子供傷害保険	Aタイプ	円	人	円
	Bタイプ	円	人	円
	Cタイプ	円	人	円
	Dタイプ	円	人	円
(2)サービス提供会員 傷害保険	Iタイプ	円	人	円
	IIタイプ	円	人	円
	IIIタイプ	円	人	円
(3)賠償責任保険	サービス提供 会員登録 人数*1	1名~70名	円	円
		71名~100名	円	円
		101名~130名	円	円
		131名~160名	円	円
		161名~200名	円	円
		201名~250名	円	円
		251名~300名	円	円
		その他	お問い合わせください	
お見舞金制度	<input type="checkbox"/> 加入する	1事業あたり 円		円
保険料合計(一時払)				円

※中途加入保険料は、次の「補償期間の開始月と中途加入保険料」をご確認ください。

*1 稼働人数ではありません。

※この様式にご記入のうえ、お申込みください。

25T-001777 2026年1月作成

■ 補償期間の開始月と中途加入保険料

適用・保険料(円)		開始月											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
(1) 依頼子供 傷害保険	Aタイプ	6,530	5,940	5,340	4,740	4,150	3,570	2,970	2,380	1,790	1,190	590	
	Bタイプ	6,990	6,350	5,710	5,080	4,440	3,820	3,180	2,540	1,910	1,280	630	
	Cタイプ	10,190	9,260	8,340	7,410	6,490	5,560	4,630	3,700	2,790	1,860	930	
	Dタイプ (天災補償プラン)	11,690	10,630	9,560	8,500	7,440	6,380	5,310	4,250	3,190	2,130	1,060	
(2) サービス 提供会員 傷害保険	Iタイプ	10,170	9,240	8,320	7,400	6,470	5,550	4,620	3,690	2,780	1,860	920	
	IIタイプ	11,960	10,860	9,790	8,700	7,610	6,520	5,440	4,340	3,270	2,180	1,090	
	IIIタイプ (天災補償プラン)	14,580	13,250	11,930	10,600	9,280	7,950	6,630	5,300	3,980	2,650	1,330	
(3) 賠償 責任 保険	サービス 提供会員 登録人数*1	1名～70名	31,640	28,760	25,900	23,010	20,150	17,270	14,390	11,500	8,660	5,760	2,900
		71名～100名	47,540	43,210	38,890	34,580	30,260	25,940	21,610	17,280	12,960	8,650	4,310
		101名～130名	58,350	53,040	47,760	42,440	37,120	31,830	26,540	21,220	15,940	10,610	5,310
		131名～160名	78,590	71,460	64,310	57,170	50,010	42,900	35,720	28,560	21,420	14,310	7,140
		161名～200名	102,470	93,140	83,860	74,520	65,220	55,900	46,580	37,250	27,970	18,630	9,330
		201名～250名	130,240	118,380	106,570	94,700	82,870	71,050	59,200	47,370	35,540	23,680	11,850
		251名～300名 *2	158,220	143,870	129,480	115,090	100,700	86,340	71,920	57,530	43,160	28,790	14,400
お見舞金		1,830	1,670	1,500	1,330	1,170	1,000	830	670	500	330	170	

(単位：円)

* 1 稼働人数ではありません。

* 2 301名以上の場合はお問い合わせください。

事故が発生した際の手続き

1. 事故報告書の送付

事故が発生し保険金を請求する場合、ファミリー・サポート・センターは、事故報告書を女性労働協会へメールもしくはFAXしてください。事故報告書は、所定の様式が、ホームページ（URL：<https://www.jaaww.or.jp/sonpo/membershiprequestform/>）に掲載されております。事故報告書は、直ちに送ってください。

2. 保険金請求に必要な書類一式の受取り

事故は、女性労働協会経由で保険会社へ通知されます。その後、ファミリー・サポート・センターは、通知を受けた保険会社から保険金請求に必要な書類一式を受取ります。書類を受取ったら、保険金を請求する被保険者へお渡しください。

被保険者は傷害の治癒後（賠償責任保険の場合は示談の成立後）、保険会社の指示により書類を作成して保険会社に直接郵送してください。

（傷害保険の場合）

- (1) 「保険金請求書（傷害保険請求用）」
- (2) 医師の「診断書」（死亡の場合は、「死亡診断書」または「死体検案書」）
※ご請求金額が30万円以下の場合原則、「診断書」のご提出は不要です。
※保険会社が必要と判断した場合には、領収証のご提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。
※30万円を超える場合は「診断書」の提出が必要です。その場合、診断書料はご負担ください。また、保険金請求書の記載内容だけでは保険金の支払い判断が難しく保険会社が必要と判断した場合には、ご請求金額が30万円以下であっても診断書の提出を依頼することがございますので予めご了承ください。
- (3) その他保険会社より個別に請求されたもの

（賠償責任保険の場合）

- (1) 「保険金請求書（賠償責任保険請求用）」
- (2) 「示談書」等*
- (3) 修理の明細が分かる「見積書」または「請求書」、及び「領収書」（物損事故の場合）
- (4) 被害者の医師の「診断書」（人身事故の場合）
- (5) 被害者の治療費の「領収書」（人身事故の場合）
- (6) 壊れた物の写真（物損事故の場合）
- (7) その他保険会社より個別に請求されたもの

< *重要 >

本賠償責任保険は保険会社による示談交渉サービスが付帯されていません。事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者の方が被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。ただし、事前に引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

3. 保険金の支払いと通知

保険金請求書を受理した保険会社は、被保険者（※1）へ保険金を支払います。そして、保険金が被保険者に支払われたことは、女性労働協会から保険加入者であるファミリー・サポート・センターへ通知します。

※1 賠償責任保険の保険金につきましては、先取特権の規定により、お支払い先が制限される場合があります。

その他

(1) 引受保険会社

本補償保険は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社による共同保険契約であり、引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、幹事保険会社である東京海上日動が契約実務、事故時の保険金支払実務等、他の引受保険会社を代理・代行します。なお、引受割合につきましては団体窓口にご確認ください。

(2) 保険会社破綻時の取扱い

(傷害保険の場合)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(賠償責任保険の場合)

保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または保険会社までご照会ください。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(3) その他本制度についての保険契約上の重要事項については、P17「補償の内容」、P22にてご案内の「重要事項説明書」、「ご注意事項」に記載されていますので、内容をご確認の上、お手続きいただきますようお願い致します。

(4) 各種様式のデータをご希望の場合は女性労働協会ホームページよりダウンロードください。

〈引受保険会社（幹事会社）〉

東京海上日動火災保険株式会社（担当課） 公務第一部公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4
TEL：03-3515-4124

補償の内容

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

保険期間：1年

※補償の内容はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください）。

依頼子供傷害保険（総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみ）の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）
サービス提供会員傷害保険（総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみ）の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット）

※Dタイプ【天災補償プラン】・Ⅲタイプ【天災補償プラン】の場合は、総合生活保険（傷害補償 細菌性食中毒等補償特約、管理下中のみ）の傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約、天災危険補償特約（傷害用）セット

【傷害補償】

対象となる事業*1における活動中に保険の対象となる方がケガ*2*3をした場合に保険金をお支払いします。上記に加え、住居と所定の集合・解散場所との経路往復中において被ったケガ*2*3についても保険金をお支払いします。

*1 対象となる事業は、次の通りです。

・ファミリー・サポート・センター事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業
・子育て短期支援事業 ・一時預かり事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、依頼子供傷害保険の支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日を限度とします。サービス提供会員傷害保険の支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・ 無免許運転 や 酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りま。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りま。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされま（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。） *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きま。）によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まま。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含まま。	*1 Dタイプ【天災補償プラン】・Ⅲタイプ【天災補償プラン】（天災危険補償特約（傷害用）セット）にご加入の場合は、 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じたケガは保険金お支払いの対象となります。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。

ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介しますので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【賠償責任補償】

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
施設賠償責任保険 (管理下財物損壊担保特約) (指定管理者特約)	<p>以下の事由に起因する事故が加入者証記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。</p> <p>記名被保険者が所有、使用または管理する保育サービス等提供場所や、保育サービス等の遂行に起因して、保険期間中に、日本国内において、他人の身体または生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合</p> <p>以下の財物（管理下財物）の損壊について正当な権利を有する者に対して負う賠償責任も補償します。（支払限度額は施設賠償責任保険の限度額内枠です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記名被保険者が仕事のために占有または使用している財物 ・記名被保険者が仕事のために直接作業を加えている財物 ・記名被保険者が仕事のために他人から借りている財物 	<p>(1)被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対してお支払いします。</p> <p>①法律上被害者に支払うべき損害賠償金</p> <p>*賠償責任の承認や賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。</p> <p>②万一訴訟等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用</p> <p>*引受保険会社の書面による同意が必要になります。</p> <p>③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または予め引受保険会社が書面により同意した費用</p> <p>④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用</p> <p>⑤他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p>	<p><施設、生産物、受託者共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ●地震、噴火、洪水、津波または高潮 ●他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ●核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性またはその作用に起因する損害（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ●排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ●サイバー攻撃 等 <p><施設、生産物共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する損害 ●汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事象を原因とした排出等が不測かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 等 <p><施設、受託者共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●給排水管や暖冷房設備等からの蒸気または水の漏出・いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による損害 等
賠償責任保険 生産物賠償責任保険	<p>以下の事由に起因する事故が加入者証記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。</p> <p>保育サービス等の中で提供する記名被保険者の占有を離れた飲食物に起因して、保険期間中に、日本国内において、他人の身体または生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合</p>	<p>⑥施設賠償責任保険または生産物賠償責任保険で対象となり得る事故が発生した場合に、その初期対応のために被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用</p> <p>事故現場保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影・事故原因調査費用、事故現場取片費用、役員・使用人現場派遣費用、通信費、対人見舞金・見舞品購入費用、風災見舞費用（施設賠償責任保険のみ）、引受保険会社の書面による同意を得て支出したお詫び広告掲載費用、その他上記に準ずる費用</p> <p>⑦施設賠償責任保険または生産物賠償責任保険で対象となる事故に起因する損害賠償請求訴訟が被保険者に対して日本国内で提起された場合に、その応訴のために直接必要となり、被保険者が負担する社会通念上妥当な次の費用</p> <p>使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用、役員・使用人の交通費・宿泊費、増設コピー機リース費用、事故の再現実験費用、事故原因調査費用、意見書・鑑定書の作成費用、相手当事者・裁判所に提出する文書の作成費用</p>	<p><施設賠償責任保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害 ●自動車、原動機付自転車、施設外における船や動物等の所有・使用・管理に起因する損害 等 <p><管理下財物損壊担保特約・指定管理者特約></p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 ●ねずみ食いまたは虫食い等の現象 ●建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹き込みに起因する損害 等 <p>*上記<施設賠償責任保険>の「自動車・原動機付自転車の所有・使用・管理に起因する損害」については、自動車または原動機付自転車が管理下財物に該当する場合、これらの運行以外の事由によって発生した損壊については適用しません。</p>
受託者賠償責任保険	<p>以下の事故が加入者証記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。</p> <p>保育サービス等利用者から預かった現金、子供預かりに必要な日用品を、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス等提供場所外で管理している間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取または詐取されたことが保険期間中に生じ、それにより現金または子供預かりに必要な日用品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合</p> <p>※受託物は現金および子供預かりに必要な日用品のみ補償します。</p>	<p>保険金のお支払い方法は、次のとおりです。</p> <p>上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は、適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p> <p>上記⑥⑦の費用については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p>	<p><生産物賠償責任保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ●次の財物の損壊または使用不能・生産物（提供した飲食物） 等 <p><受託者賠償責任保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者が行い、もしくは加担した盗取・詐取による損害 ●保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故 ●受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 等

※保育サービス等は対象となる事業にて行うものに限ります。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">賠償責任保険（サイバーセキュリティ情報漏えい限定補償プラン）</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(1) 損害賠償責任に関する補償 「サイバーセキュリティ特別約款賠償責任担保条項」 情報漏えいに関する補償</p>	<p>情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>(＊1)(＊2)</p> <p>(＊1) 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。</p> <p>(＊2) 日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。</p>	<p>＜お支払いの対象となる損害＞</p> <table border="1" data-bbox="571 219 1054 526"> <tr> <td data-bbox="571 219 683 342">① 法律上の損害賠償金</td> <td data-bbox="683 219 1054 342">法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 342 683 436">② 争訟費用</td> <td data-bbox="683 342 1054 436">損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 436 683 526">③ 協力費用</td> <td data-bbox="683 436 1054 526">引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</td> </tr> </table> <p>＜支払限度額等＞</p> <p>損害賠償責任に関する補償で引受保険会社がお支払いする保険金は、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中）が限度となります。また、損害賠償責任に関する補償でお支払いするすべての保険金（法律上の損害賠償金、争訟費用および協力費用）を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中ごとの設定）が限度となります。</p> <p>＜お支払いする保険金＞</p> <p>【①法律上の損害賠償金】 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>【②・③の費用】 合計額に対して、保険金をお支払いします。 ※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。</p>	① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。	② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）	③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア. 国際連合の決議に基づく制裁等 イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等 ウ. アまたはイ以外の制裁等 ・ 次の事由 <ul style="list-style-type: none"> ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃 ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持 (イ) 安全保障・防衛 ・ 保険契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、変乱、暴動、騒ぎまたは労働争議 ・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮 ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ・ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ・ 次の行為 <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為 ・ 他人の身体の障害 ・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ・ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、適用しません。 ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ・ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版 ・ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたることとなされた損害賠償請求 ・ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ・ 被保険者の暗号資産交換業の遂行 ・ 被保険者相互間における損害賠償請求 <p>【損害賠償責任に関する補償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証券等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任 イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任
	① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。							
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）								
③ 協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用								
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償 「サイバーセキュリティ特別約款サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項」 サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）</p>	<p>事故対応期間内に生じた次ページの表記載の費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。</p> <p>＜セキュリティ事故とは＞ 次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれ、次ページの表に記載の a. サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。</p> <p>ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ</p> <p>イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの</p> <p>＜風評被害事故とは＞ セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。</p>	<p>＜お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等＞</p> <p>各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。</p> <p>※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次ページの表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。</p>	<p>＜お支払いの対象となる費用と支払限度額等＞</p> <p>損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。</p> <p>※すべてのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、次ページの表「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。</p>						
	<p>この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限りです。</p>		<p>等</p>						

当団体契約で支払うべき複数の保険金請求を受けた場合は、当団体契約の証券給支払限度額（賠償責任部分5億円、サイバーセキュリティ事故対応費用部分5,000万円）を限度に、保険金請求に必要な書類一式が当会社に提出された順に、損害に対して保険金を支払います。

(2)サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）＋情報漏えいリスク限定担保特約条項】

① サイバーセキュリティ事故対応費用（訴訟対応費用以外）

費用の種類	定義	縮小支払割合	支払限度額	
			各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
a. サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（＊1）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。	100%	1事故・保険期間中 50万円 （＊3）	
b. 原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。			
c. 相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。（＊2） ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （イ） 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （ロ） 刑事事件に関する委任にかかる費用 （ハ） 「e. その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）			
d. コンピュータシステム復旧費用	次の費用をいいます。（＊2）なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。 ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用 イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用 （イ） コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 （ロ） 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用	100%	1事故・保険期間中 50万円	1事故・保険期間中 50万円
e. その他事故対応費用	次のアからコの費用をいいます。ただし、a～dおよびf、P.21②訴訟対応費用を除きます。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、工に規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	100%	—	
	カ. 個人情報漏えい見舞費用（＊2） 公表等の措置（＊4）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用 （イ） 見舞金 （ロ） 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ハ） 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）	100%	被害者 1名につき 1,000円	
	キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（＊4）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限りま	100%	被害法人 1法人につき 5万円	

e. その他事故対応費用	ク. クレジット情報モニタリング費用（*2） セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。） (イ) 通信費 (ロ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (ハ) コンサルティング費用（*2） コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用	100%	—	1事故・保険期間中 50万円
f. 再発防止費用	同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。（*2） ただし、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用、d. コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。	90%	1事故・保険期間中 50万円	

（*1） 次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
 イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

（*2） 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限りま。

（*3） a. サイバー攻撃対応費用、b. 原因・被害範囲調査費用、c. 相談費用で共有します。

（*4） 次のいずれかをいいます。

- ①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限りま。）
- ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
- ③被害者または被害法人に対する詫言状の送付
- ④公的機関からの通報

※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(2) サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償【サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項】

② 訴訟対応費用

訴訟対応費用の定義	縮小支払割合	支払限度額	
		各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
次の費用のうち、この保険約款で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・保険期間中 50万円	1請求・保険期間中 50万円

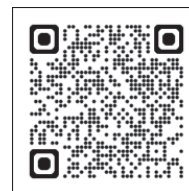
※詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

【用語の意味】 サイバーリスク保険において、このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.19の〈セキュリティ事故とは〉〈風評被害事故とは〉をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険約款または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと

- ・重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ
- ・ご加入内容確認事項（意向確認事項）
- ・ご注意事項 賠償責任保険にご加入いただく皆様へ
- ・サービスのご案内

は右記二次元コードより読み取りの上ご確認ください。



- ・重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
- ・ご加入内容確認事項（意向確認事項）
- ・ご注意事項 賠償責任保険にご加入いただく皆様へ
- ・サービスのご案内

は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

- a. 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書等または、一般財団法人女性労働協会のホームページ（URL：https://www.jaaww.or.jp/sonpo/important_information_manual/）に掲載の重要事項説明書等（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
- b. 重要事項説明書等の冊子（ご希望の場合は、一般財団法人女性労働協会：tel:03-3456-4410 までご連絡ください。）

【お問い合わせ】 団体契約者 一般財団法人 女性労働協会
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420 メール：sonpo@jaaww.or.jp

【取扱代理店】 一般財団法人 女性労働協会 保険代理店部門
〒105-0014 東京都港区芝2-27-8 VORT 芝公園 8F
TEL：03-3456-4410 FAX：03-3456-4420 メール：sonpo@jaaww.or.jp

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社（担当課） 公務第一部公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL：03-3515-4124

必ずお読みください

2026年1月

ファミリー・サポート・センター実施自治体・団体 各位
子育て支援関連事業実施自治体・団体 各位

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレット等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定ポイント

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償				
①傷害補償	②子ども総合補償	③GLTD	④ゴルファー補償	⑤ハンター補償

変更する補償					改定項目	概要
①	②	③	④	⑤		
○	○		○	○	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○	○		○	○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○	○				職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07D1-GJ05-24012-202412

